別表第四　労働基準監督署（第七百八十九条関係）

都道府県名	労働基準監督署名（支署名）	位置（支署所在地）	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
福岡	福岡中央	福岡市中央区	福岡市のうち中央区、博多区、南区、西区、城南区、早良区、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第五　公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条及び第七百九十三条関係）

都道府県名	公共職業安定所名（出張所名）	位置（出張所位置（（分庁舎名）（分庁舎所在地））	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
福岡	福岡南	春日市	福岡市のうち南区（福岡中央公共職業安定所の管轄区域を除く。）、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第四　労働基準監督署（第七百八十九条関係）

都道府県名	労働基準監督署名（支署名）	位置（支署所在地）	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
福岡	福岡中央	福岡市中央区	福岡市のうち中央区、博多区、南区、西区、城南区、早良区、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、筑紫郡
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第五　公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条及び第七百九十三条関係）

都道府県名	公共職業安定所名（出張所名）	位置（出張所位置（（分庁舎名）（分庁舎所在地））	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
福岡	福岡南	春日市	福岡市のうち南区（福岡中央公共職業安定所の管轄区域を除く。）、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第七十七号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の施行に伴い、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月一日　　国土交通大臣　石井　啓一

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令等の一部を改正する省令

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部改正）

第一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（昭和五十三年運輸省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。